神奈川県の公立中学校における部活動の地域移行に係る方針検討会(第3回) 次 第

日時: 令和5年6月8日(木)14時~16時30分

会場:県立スポーツ会館 2階 A会議室

- 1 開 会
- 2 議事
 - (1) 神奈川県公立中学校における部活動の地域移行に係る方針 素案 (案) について
 - ア本編
 - イ 実践事例集
- 3 そ の 他次回開催予定について
- 4 閉 会

<配付資料>

- 資料1 神奈川県公立中学校における部活動の地域移行に係る方針(仮称)素案について
- 資料2 神奈川県公立中学校における部活動の地域移行に係る方針(仮称)素案(案)
- 資料3 神奈川県公立中学校における部活動の地域移行に係る方針(仮称)実践事例集 素案(案)

【委員出席者一覧】

	団体名	役職	氏名	
1	神奈川県中学校文化連盟 (横浜市立若葉台中学校 校長)	会長	高良 理	
2	神奈川県中学校体育連盟 (川崎市立京町中学校 校長)	会長	後藤 建人	
3	神奈川県公立中学校長会 (相模原市立大野南中学校 校長)	会長	欠席	
4	神奈川県PTA協議会	執行役員	岩地 靖彦	
5	神奈川県教職員組合	執行委員長	島﨑 直人	
6	神奈川県市町村教育長会連合会 (大和市教育委員会 教育長)	会長	柿本 隆夫	
7	神奈川県都市教育長協議会 (南足柄市教育委員会 教育部長兼教育指導課長兼教育研究所長)	事務局	室伏 秀元	(代
8	神奈川県町村教育長会 (山北町教育委員会 教育長)	会長	欠席	
9	神奈川県都市スポーツ推進連絡協議会 (相模原市市民局スポーツ推進課 担当課長)	幹事	石沢 智洋	(代
10	神奈川県町村体育振興連絡協議会 (愛川町教育委員会スポーツ・文化振興課 課長)	会長	齋藤 潤	
11	公益財団法人神奈川県スポーツ協会	専務理事	田中 不二夫	
12	大和市スポーツ協会	副会長	瀧本 幸文	
13	開成町スポーツ協会	会長	露木 重雄	
14	神奈川県スポーツ推進委員連合会	会長	欠席	
15	一般社団神奈川県総合型スポーツクラブネットワーク (NPO法人高津総合型スポーツクラブSELF 理事長)	理事・ 事務局長	菊地 正	
16	一般社団法人日本フィットネス産業協会	事務局長	松村 剛	
17	神奈川県吹奏楽連盟	事務局長	三ヶ田篤	
18	桐蔭横浜大学	教授	佐藤豊	

【事務局出席者一覧】

	局名	役職	氏名
1	国際文化観光局	文化課文化企画 グループリーダー	牛嶋 恒太郎
2		スポーツセンター所長	大塚 和弘
5	スポーツ局	スポーツセンター 事業推進部長	小谷 昭彦
6		スポーツ課課長代理	元橋 洋介
7		教育参事監	濱田 啓太郎
8	教育局	指導部長	増田 年克
9		保健体育課長	磯貝 靖子

(代理)

(代理)

第3回神奈川県公立中学校における部活動の地域移行に係る方針検討会

神奈川県公立中学校における部活動の地域移行に係る方針(仮称) 素案について

前回からの主な変更点

P1 「I はじめに」

○部活動の地域移行において、地域の子どもは地域で育てるということがイメージしやすいよう、「地域」、「学校」、「行政」、「民間団体」、「企業」、「大学」等、様々な主体が、スポーツや文化活動等に取り組む子どもたちを支えるイメージを追記。

中学生の地域スポーツ・文化芸術等の活動イメージ



前回からの主な変更点

P3 「II 県内の公立中学校における部活動を取り巻く状況」

該当箇所	変更点(修正·追記等)
P8 2 神奈川県内のスポーツ団体、指導者、活動場所等の 状況 (1)県内の総合型地域スポーツクラブの状況	【追記】 ・図表12 県内の総合型地域スポーツクラブ主な活動種目
P 8 (2)県内のスポーツ少年団の状況	【追記】 ・図表14 県内市町村のスポーツ少年団の登録状況

第2回方針検討会における意見の反映①

Ⅲ 本県における地域移行について

1 基本的な考え方

No	意見の概要	反映状況
1	部活動の理念を捨てないということを守りながら、 地域の実情に合わせて移行していくのが着地点で はないか。	P12【(1) 反映】 ・これまで培ってきた学校部活動の意義を継承しながら
	地域の力を借りながら、持続可能な部活動とな	P12【(1) 反映 】
2	るよう、学校の中で様々な動きが始まっている。課題を整理しながら子どもが困らないように進めていくことが教職員の負担軽減という部分では大事である。	・子どもたちが生涯にわたりスポーツや文化芸術等の活動に親しむことができるよう、持続可能な活動ができる環境を整備していくことで、部活動指導に係る教員の負担軽減を目指す。

第2回方針検討会における意見の反映②

P12 「Ⅲ 本県における地域移行について」

1 基本的な考え方

I	No	意見の概要	反映状況
	3	3年間の推進期間での取組について、かなり地 域差もあるので留意してほしい。	P12【(3) 反映】 各地域の実情に応じ、多様な手法の中からそれぞれの地域に適した方法を選択し、できるところから取組を進める。

第2回方針検討会における意見の反映③

Ⅲ 本県における地域移行について

2 地域移行を進める体制づくり

No	意見の概要	反映状況
4	中学生を教えるのは簡単ではない。新たなシステムの中で研修を積んだ人ではないと、現場で指導を担ってもらうことに不安が残るため、今後、検	P14(2)指導者の確保 県の役割 【3つ目〇反映】 ・地域クラブ指導者を対象に日本スポーツ協会・日本パラスポーツ協会公認指導者制度等の周知を行うとともに、地域クラブ指導者を対象とした研修を実施し、指導者の資質向上の取組を進める。
	討が必要。	P14(2)指導者の確保 市町村・学校の役割 【2つ目〇反映】 ・地域クラブ指導者を対象とした研修を実施するとともに、 研修会への参加や資格の取得を促す等、指導者の資質 向上の取組を進める。

第2回方針検討会における意見の反映4

Ⅲ 本県における地域移行について

2 地域移行を進める体制づくり

No	意見の概要	反映状況
5	休日も「活動したい」と考える教員と、「部活動指導をやらない」という教員について、子供たちの環境整備として行政的には「良い。」と言えないことが苦しんでいる。市町村単位でどちらかに決めるのは難しい。	P14(2)指導者の確保 市町村・学校の役割 【1つ目〇追記】 地域クラブ活動での指導を希望する教員等を把握するとと もに、 指導を希望する教職員等が 、円滑に兼職兼業の許 可を得られるよう、規定や運用の改善について検討を行う。
6	指導者をどう確保していくのか。	P14 (2) 指導者の確保 市町村・学校の役割 【【市町村】4つ目〇反映】 地域人材の中から、地域クラブ活動の指導員となり得る 人材を発掘する。

第2回方針検討会における意見の反映⑤

Ⅲ 本県における地域移行について

No	意見の概要	反映状況
7	市町村の役割に学校と連携した取組について表現があってもいい。市町村の役割の中でも構わないので、学校現場が「今までと変わる」「変わらない」が見えるような形にしてほしい。	P14~ 市町村の役割の中に、学校の役割を整理して【学校】として 新たに追記 した。
8	コーディネーターがキーパーソンである	P15 (1)適正な運営体制の整備 【【市町村】3つ目〇 新たに追記 】

第2回方針検討会における意見の反映⑥

Ⅲ 本県における地域移行について

No	意見の概要	反映状況
(9)	中学校の部活動が学校の施設を使用することについて、一定の方向性を作っておく必要が	P15【【学校】1つ目〇 新たに追記 】 学校施設を利用する地域クラブと連携を図り、学校が策定 した利用ルールの理解を得る。
9	ある。	P15(1)適正な運営体制の整備 【地域クラブ活動運営団体・実施主体の役割】3~5つ目 〇 反映 】
10	「競技力や技術力を高めるということが、部活動の中のカテゴリーになるのか」ということについて検討が必要(活動そのものの、意義・価値等の定義について)」	P15 (1)適正な運営体制の整備 【地域クラブ活動運営団体・実施主体の役割1つ目〇新た に追記】 国のガイドライン、県や市町村の方針、各競技団体や文化 芸術団体等が策定する指針等を遵守し、 生徒それぞれの志 向に合った活動を行うなど、 適切な運営が行えるよう、規約 の策定、人員体制の整備等を行う。

第2回方針検討会における意見の反映で

Ⅲ 本県における地域移行について

No	意見の概要	反映状況
11)	用具や器材等学校の物品を共用で使用する際に、メンテナンスや修理費用はどのように考えるのか検討が必要	P15 (1) 適正な運営体制の整備 【地域クラブ活動運営団体・実施主体の役割】4、5つ目 ○反映】 ○施設の利用に当たり、施設の利用規程や施設管理者の 指導を遵守する。 ○活動に使用する用具等の帰属を把握し、用具等が適切 に管理、使用されるよう努める。
12	学校と地域クラブ活動運営団体の連携	P15 (1) 適正な運営体制の整備 【【学校】2つ目〇】 【地域クラブ活動運営団体・実施主体の役割6つ目〇】 新たに追記

第2回方針検討会における意見の反映⑧

Ⅲ 本県における地域移行について

No	意見の概要	反映状況
13	地域クラブ活動運営団体に対して学校の整備の支援、用具等の支援について検討していただきたい。	P16(2)地域クラブ活動に係る費用、保険 【市町村・学校の役割【市町村】1つ目〇】一部追記 地域クラブ活動に係る施設の使用料や施設整備について、 国の支援を活用し、利用しやすい環境整備に努める。

第2回方針検討会における意見の反映⑨

P17「IV 地域移行に向けて」

※フロー図を事例集から本編に記載しました。

(1) 学校部活動及び地域クラブ活動の環境整備に向けた検討フロー

No	意見の概要	反映状況
14)	フロー図の選択肢について、表現の工夫が必要	P18~19 ①リード文の修正 ②表現の修正・追記

第2回方針検討会における意見の反映⑩

IV 地域移行に向けて

(2)地域クラブ活動への移行における運営形態の類型

No	意見の概要	反映状況
	一つの形・パターンで収めるのではなく、組み合わせるなど、いろいろ検討して進めていくことが必要。	P20(2)地域クラブ活動への移行における運営形態の類型 新たに追記
15)	事例集で運営の類型を示されても、スポーツ協会運営型は難しいのではないか。 カテゴリーの整理の仕方の工夫が必要。全部	下表は、国のガイドラインにも示されている「地域クラブ活動への移行における運営形態の類型」である。ただし、 必ずしもこの型に当てはめなければならないものではなく、それ以外の
	を示すと引っ張られ、限定的に捉えられてしまう。 地域移行の類型等は理想論であり、それを市 町村でやる、人を探すのは非常に厳しい。	型や方法を模索していくことも考えられる。地域の実情を踏まえて、最適な進め方を検討し、柔軟に取り組んでいくことが重要である。また、文化芸術団体等についても、参考となるものである。
	類型化して、市町村運営か、地域運営かとい う区分の仕方に疑問を感じる	※各型のイメージ図も本編に移行。

13

第2回方針検討会における意見の反映⑪

Ⅲ 本県における地域移行について

No	意見の概要	反映状況
16)	財源・費用について	P15(1)適正な運営体制の整備 【県の役割2つ目〇 】反映
		各地域の実情にあった地域クラブの運営ができるよう、国に 財政的な支援を要望する。

前回からの主な変更点

P28 「2 おわりに」

少子化の影響や教育資源など、地域ごとに状況は異なるものの、それぞれの実情に 応じた方法により、段階的且つ柔軟な対応を進めていくことを、重ねて説明するため、 新たに追記。

○事例集について

地域クラブ活動への移行における運営形態の類型を本編に整理し、取組事例のみの掲載することとして整理。

素案(案)

神奈川県の公立中学校における部活動の地域移行に係る方針(仮称)

令和5年○月

神奈川県教育委員会

目 次

I	はじめに	1
1 2 3	方針策定の経緯・趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 2 2
I	県内の公立中学校における部活動を取り巻く状況	3
2	少子化の進行状況とその影響 (1) 学校数、生徒数、部活動数等の推移 (2) 生徒のニーズと教員の負担感 県内のスポーツ団体、指導者、活動場所等の状況 (1) 県内の総合型地域スポーツクラブの状況 (2) 県内のスポーツ少年団の状況 (3) 県内のスポーツ指導者数の状況 (4) 県内の体育・スポーツ施設の状況 (5) 県内の文化施設の状況 (6) 地域学校協働活動の状況	3 3 4 6 6 8 9 10 10
ш	本県における地域移行について	12
Ⅲ 1 2 3		
1 2 3	本県における地域移行について 基本的な考え方 地域移行を進める体制づくり (1) 協議会等の検討体制の整備 (2) 指導者の確保 段階的な地域移行に向けた取組 (1) 適正な運営体制の整備 (2) 地域クラブ活動に係る費用、保険	12 12 13 13 14 14 15 16
1 2 3	本県における地域移行について 基本的な考え方 地域移行を進める体制づくり (1) 協議会等の検討体制の整備 (2) 指導者の確保 段階的な地域移行に向けた取組 (1) 適正な運営体制の整備 (2) 地域クラブ活動に係る費用、保険 大会等の参加の在り方の見直しと参加機会の確保	12 12 13 13 14 14 15 16 17

I はじめに

本方針は、次代を担う子どもたち一人ひとりの個性やよさを大切に育てるため、「地域」「家庭」「学校」「行政」「民間団体」「企業」「大学」などそれぞれの立場、役割を自覚しながら、連携・協力し合って、豊かなスポーツ・文化芸術等活動を実現するための考え方や取組の方向性を示すものである。中学生のスポーツ・文化芸術等の環境をめぐる状況は、県内においても地域によって異なるため、学校部活動の地域連携や地域移行の在り方、そして、その環境整備の方法などは、地域の実情に応じて多様な方法が考えられる。

このため、本県では、学校部活動の地域連携や地域移行について、達成までの道筋を一律に定めず、 地域の実情に応じて、段階的且つ柔軟に取り組んでいくことを基本的な考え方としている。

<u>こうした協働に基づく取組が進めば、子どもたちにとってより豊かなスポーツ・文化芸術等活動の</u>機会が広がっていくと考える。

中学生の地域スポーツ・文化芸術等の活動イメージ



1 方針策定の経緯・趣旨

- 部活動は、学校教育の一環として、教師の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担うとともに、生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。
- しかし、少子化の進展により、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなってきており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。また、必ずしも専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなっている。
- こうした中、国は、休日の部活動を段階的に地域へ移行することとし、「部活動の地域移行に関する検討会議」からの提言を踏まえ、平成30年に策定したスポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合し、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(以下「国のガイドライン」という。)として令和4年12月に全面改定した。
- 国のガイドラインの「I 学校部活動」(以下「I章」という。)は、中学校(義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中等部含む)及び高等学校(中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部含む)を対象とし、II以降の各章は、公立の中学校を主な対象としている。県は、I章に相当する内容については、平成30年に「神奈川県の部活動の在り方に関する方針」(以下「県方針」という。)として定めていることから、国のガイドラインの改定を踏まえ、県方針の一部を改定した。
- 一方、国のガイドラインのうち、II以降の各章は、中学校の部活動の地域移行を円滑に進めるために必要な対応に関し、国の考え方を示したものである。県としても、生徒がスポーツ・文化芸術等の活動に継続して親しめる環境の整備に向けた考え方や対応の方向性を示し、円滑に取組を進めていく必要があることから、新たに「神奈川県の公立中学校における部活動の地域移行に係る方針」を策定するものである。

2 方針の性格

- 本方針は、国のガイドラインを踏まえ、学校部活動の地域移行を進めるにあたり、生徒にとって、 望ましいスポーツ・文化芸術等の活動環境となるよう、その整備に向けた当面の間の考え方や対応 の方向性を示すものである。
- 本方針は、当面、国が示した令和5年度から令和7年度までの3年間の改革推進期間を対象とする。
- 本方針について、<u>国の動向や</u>改革推進期間における取組の進捗状況等を勘案し、<u>改革推進期間終</u> 了後、適宜必要な見直しを行うこととする。

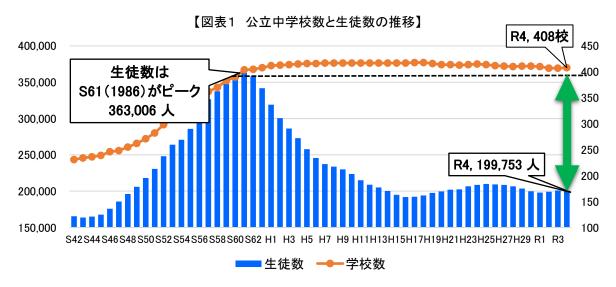
3 方針の対象

本方針は、公立中学校(義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中等部を含む。以下同じ。)の生徒の学校部活動及び地域クラブ活動を主な対象とする。

Ⅱ 県内の公立中学校における部活動を取り巻く状況

1 少子化の進行状況とその影響

- (1) 学校数、生徒数、部活動数等の推移
 - 少子化の進展により、県内の公立中学校等の生徒数は、昭和 61 年の約 36 万人をピークに減少している。(図表 1)
 - 県内の公立中学校の学校数は、生徒数の増加に伴い増えたが、生徒数が減少してもその数は 大きく減少していないため、学校の規模は小さくなっている。(図表 1)
 - 地域によっては、生徒数の減少に伴い、学校ごとの設置部活動数を減らし、1部活動当たりの部員数を維持している。(図表2)
 - 団体競技では、チーム編制ができないなどの理由から、日常の練習や大会参加を他校と一緒 に行う「合同部活動」を設置する学校が増加傾向にある。(図表3、図表4)



(出典: 県教育委員会「学校統計要覧」)

【図表2 ブロック地区別中学校部活動数、入部者数の 10 年での変化 [平成 24 年度と令和4年度との比較]】

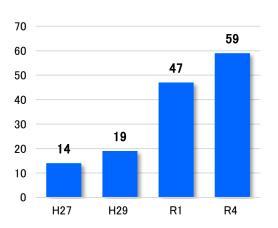
					横浜	川崎	相模原	横須賀	湘南	中	県央	県西	全体
	部	活	動	数	1,958	836	487	442	545	422	558	305	5,553
H24	1校:	当たりの	の部活	動数	13.2	16.4	13.2	13.8	12.4	13.2	12.7	12.2	13.4
	1 部	当たり	の部	員 数	25.4	23.4	23.7	20.4	23.7	22.6	24.7	19.9	23.8
	部	活	動	数	1,893	836	468	370	541	419	533	250	5,310
R4	1校:	当たりの	の部活	動数	12.9	16.1	12.6	11.6	12.0	12.3	12.1	11.4	12.9
	1 部	当たり	の部	員 数	24.4	22.5	23.4	21.4	24.2	21.3	22.8	20.5	23.2

[※] 三浦市・葉山町は横須賀ブロックに含まれる。

(出典:県中学校体育連盟「運動部活動調査」)

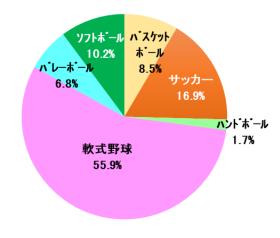
[※] 部活動数は、同一競技で男女別で部を設置していない場合も、男女それぞれで計上した合計数。

【図表3 合同部活動設置校数の推移】



(出典:県中学校体育連盟「運動部活動調査」)

【図表4 合同部活動を設置する部活動の割合】



(出典:県中学校体育連盟「運動部活動調査」/令和4年度)

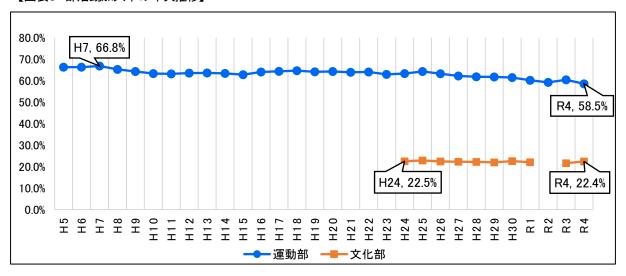
課題

- 各学校に設置されている部活動数が減ったことで、入りたい部活動が学校にないなど、生徒の部活動の選択肢が狭まり、多様な生徒のニーズに対応できなくなっていることが考えられる。
- 部員数不足で自校の生徒だけでの活動に支障が生じている部活動がある学校については、生徒が継続的に活動できる環境を整えていく必要がある。

(2) 生徒のニーズと教員の負担感

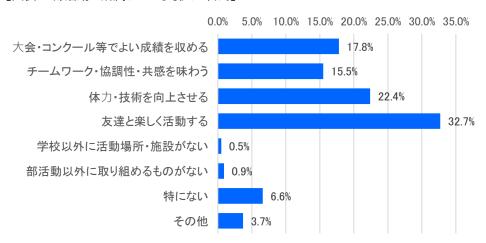
- 県内公立中学校における運動部活動の加入率は、平成7年度の66.8%をピークに緩やかに減少している。一方、文化部活動の加入率はほぼ横ばいを維持している。(図表5)
- 本県の中学生について、「友達と楽しく活動する」ことを部活動の目的として加入している生徒の割合が最も多い。一方、好成績を収めることを目的に部活動に加入している生徒は、2割に満たない。(図表6)
- 公立中学校の運動部活動の顧問教諭は、部活動を指導する上で、長時間勤務を含めた勤務時間や生徒のニーズに応えられる技術指導、休日に実施されることが多い大会・コンクール等の引率に伴う業務等について、負担感を感じている。(図表7)
- 公立中学校の運動部活動顧問教諭のうち、4割以上が競技経験のない部活動の指導を行っている。(図表8)
- 公立中学校教員の1週間当たりの平均在校時間は、いずれの職種も減少しているが、特に総括教諭及び教諭では、約26時間超過している。(図表9)
- 公立中学校教員の部活動指導に係る勤務時間は、勤務日は30分程度だが、週休日・休日は2時間22分と長時間となっている。(図表10)

【図表5 部活動加入率の年次推移】



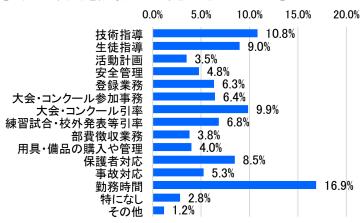
(出典:県中学校体育連盟「運動部活動調査」)

【図表6 部活動に所属している最大の目的】

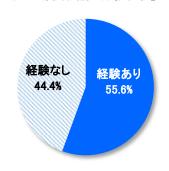


(出典: 県教育委員会「中学校・高等学校生徒の部活動等に関する調査」/令和3年度実施)

【図表7 部活動を指導する上で負担に感じていること】



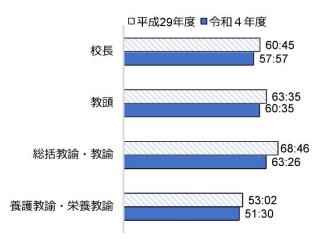
【図表8 顧問教諭の競技経験】



(出典: 県中学校体育連盟「運動部活動調査」 /令和3年度実施)

(出典: 県教育委員会「中学校・高等学校生徒の部活動等に関する調査」/令和3年度実施)

【図表9 1週間当たりの平均在校等時間】



(出典: 県教育委員会「神奈川県公立学校教員勤務実態調査の集計結果(速報について」/令和4年度)

【図表 10 教員一人当たりの業務内容別の在校等時間】

<中学校>

業務区	内容	勤務日	週休日·休日						
児童・生徒	をの指導	9:19	2:59						
	うち部活動	0:38	2:22						
学校運営にか	かわる業務	1:15	0:07						
外部交	讨応	0:12	0:00						
校乡	r \	0:16	0:01						
その	他	0:06	0:02						

(出典: 県教育委員会「神奈川県公立学校教員勤務実態調査の集計結果(速報)について」/令和4年度)

課題

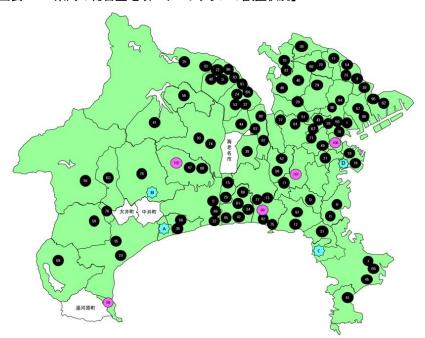
- 同じ部活動の中でも、競技志向が強い生徒とエンジョイ志向が強い生徒が混在していることが考えられ、顧問教諭には、それぞれの目的に見合う指導が求められている。
- 競技志向の強い生徒には、専門的な指導が受けられるよう、また、指導経験のない顧問教諭の負担軽減が図れるよう、学校における顧問決定に当たっては、教員の意向や事情等を十分勘案するとともに、部活動指導員など外部人材の活用を積極的に進めていく必要がある。
- 顧問教諭は、部活動の指導に係る長時間勤務や休日勤務を含めた勤務時間について負担を感じていることから、休日の部活動指導や、大会、コンクール等の引率に、必ずしも教員が従事しない体制づくりが必要である。

2 県内のスポーツ団体、指導者、活動場所等の状況

(1) 県内の総合型地域スポーツクラブの状況

- 県内における総合型地域スポーツクラブ*の数は、創設済みが99箇所、創設準備中が4箇所であり、クラブのない自治体は、令和5年3月の時点で4自治体となっている。(図表11)
- 総合型地域スポーツクラブ*においては、中学校の部活動で行われる種目だけでなく、多様なスポーツ活動が行われている。一方で、1つのクラブで行っている種目数は、5種目未満のクラブが半数以上となっている。(図表 12、13)
- ※ 総合型地域スポーツクラブ:人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子供から高齢者まで(多世代)、様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブとして、平成7年度から育成が開始された。

【図表 11 県内の総合型地域スポーツクラブの設置状況】



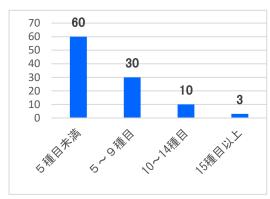
(出典:県スポーツセンター調べ/令和5年3月時点)

【図表 12 県内の総合型地域スポーツクラブで行われている主な種目】

20 以上のクラブで	健康体操、サッカー、バスケットボール、ヨガ、体操(器械体操・新体操・
行われている種目	トランポリン)、バドミントン
10 以上のクラブで	ウォーキング(ノルディック・ウォーキング等を含む)、ダンス(ジャズ
行われている種目	ダンス・社交ダンス・フォークダンス・民謡踊り等を含む)、バレーボー
	ル、フットサル、陸上競技、エアロビクス、グラウンドゴルフ、卓球、テ
	ニス、フィットネストレーニング、野球
10 未満のクラブで	インディアカ、親子リトミック、カヌー、空手、キンボール、剣道、3B
行われている種目	体操、水泳、スキー、スポーツ吹矢、ソフトテニス、ソフトバレーボール、
	ソフトボール、太極拳、ターゲット・バードゴルフ、登山・クライミング、
	ドッジボール、バウンドテニス、パラスポーツ(ボッチャ等)、パークゴ
	ルフ、ビーチバレー、フラダンス、ペタンク、ボウリング、ラグビーフッ
	トボール、ランニング(ジョギング)、その他

(出典:県スポーツ課調べ/令和5年5月時点)

【図表 13 活動種目数ごとの総合型地域スポーツクラブ数】



(出典:県スポーツ課調べ/令和5年5月時点)

(2) 県内のスポーツ少年団の状況

- 県内におけるスポーツ少年団*の数は、令和4年10月時点で合計団数は332、団員数は 6,826人であり、うち男子が4,652人、女子が2,174人で男子の団員が多い。(図表14、15)
- スポーツ少年団の活動は、主に地域の小・中学校や公共スポーツ施設等で行われている。
- ※ スポーツ少年団は、青少年の健全育成を目的とし、地域社会で幅広いスポーツ活動を行う集団であり、幼児から高校生まで加入することができる。2020年時点では中学生以上の団員の登録数は全国で約7万5千人。

【図表 14 県内のスポーツ少年団の登録状況】

		·					
団数	団員数						
凹致	男子	女子	計				
332	4,652	2,174	6,826				

(出典:公益財団法人神奈川県スポーツ協会「令和4年度 日本スポーツ少年団登録(市町別:団数、団員数、 指導者数、役員・スタッフ数)」/令和5年2月1日時点)

【図表 15 県内市町村別のスポーツ少年団の登録状況】

			団数	、指導者、役	員・スタッフ		団員数
No.	市町村	団数	指導者	(JSPO公認 指導者)	役員・囚タッフ	計	全体
1	横浜市	28	82	(42)	59	141	498
2	川崎市	36	96	(33)	37	133	670
3	相模原市	40	134	(51)	39	173	626
4	横須賀市	27	79	(23)	45	124	536
5	平塚市	5	20	(9)	6	26	56
6	鎌倉市	2	7	(2)	2	9	47
7	藤沢市	55	180	(54)	66	246	1,391
8	小田原市	13	60	(29)	35	95	241
9	茅ヶ崎市	23	115	(15)	81	196	730
10	逗子市	7	31	(7)	13	44	136
11	三浦市	1	2	0	3	5	5
12	秦野市	9	43	(10)	31	74	177
13	厚木市	13	48	(21)	30	78	232
14	大和市	13	66	(9)	31	97	199
15	伊勢原市	15	69	(13)	25	94	400
16	海老名市	6	19	(7)	7	26	136
17	座間市	12	90	(19)	36	126	287
18	綾瀬市	4	17	(6)	2	19	75
19	寒川町	9	34	(23)	8	42	155
20	大磯町	3	6	0	4	10	70
21	湯河原町	4	9	(3)	6	15	79
22	愛川町	6	13	(6)	0	13	58
_	未設置(葉山町)	1	4	(3)	0	4	22
合計		332	1,224	(385)	566	1,790	6,826
	令和3年度	342	1,261		643	1,904	6,940
増減		-10	-37		-77	-114	-114

(出典:公益財団法人神奈川県スポーツ協会「令和4年度 日本スポーツ少年団登録(市町別:団数、団員数、指導者数、役員・スタッフ数)」/令和5年2月1日時点)

(3) 県内のスポーツ指導者数の状況

■ 県内の日本スポーツ協会公認スポーツ指導者登録者数は 11,647 人、うちスポーツ指導者基 礎資格登録者は497 人、競技別指導者資格登録者は9,365 人である。(図表16)

【図表 16 県内の公認スポーツ指導者資格保持者】

	スポーツ指導 者基礎資格		競技別指導者資格												
総数	コーチングアシスタント	合計	小計	スタートコーチ		小計	コーチ			小計	教師		その他 資格		
		スタント	7]\ā	スポーツ 少年団	教員免許 所持者	競技別	והיני	コーチ 1	コーチ2	コーチ3	コーチ4		教師	上級教師	
11, 647	497	9, 365	170	125	14	31	8, 896	6, 198	637	1, 547	514	299	232	67	1, 785

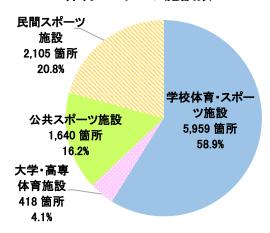
(出典:公益財団法人日本スポーツ協会「公認スポーツ指導者認定者数都道府県別一覧」より抜粋/令和4年10月1日時点)

(4) 県内の体育・スポ―ツ施設の状況

■ 県内の体育・スポーツ施設の約6割は、学校の体育・スポーツ施設が占めている。県内中学 校の部活動数と比べても、学校以外の施設数は十分とは言えない状況である。(図表 17)

【図表 17 県内の体育・スポーツ施設の設置状況】

体育・スポーツ施設数



Ī			学校体	育・スポ-	ーツ施設			4			
	総数	計	小学校	中学校	高等 学校等	専修・ 各種学校	大学·高 専体育施 設	計	公立社会 教育施設 に付帯する スポーツ 施設	社会体育 施設	民間 スポーツ 施設
	10,122	5,959	2,535	1,697	1,667	60	418	1,640	55	1,585	2,105

(出典:政府統計ポータルサイトe-Stat「令和3年度体育・スポーツ施設現況調査」内のデータを集計)

(5) 県内の文化施設の状況

■ 各地域における文化芸術等活動が実施可能な公民館などの社会教育施設は、県内中学校の部活動数と比べても、学校以外の施設数は十分とは言えないため、地域への移行後も、文化部活動の拠点としては学校施設を利用する必要がある。(図表 18、19)

【図表 18 公民館及び類似施設の設置状況】

	横浜市	川崎市	相模原市	横須賀地区	湘南地区	中地区	県央地区	県西地区	計
公民館	0	13	32	3	24	45	33	6	156
類似施設	1	1	12	26	20	16	46	17	139

^{※「}公民館」は社会教育法第21条に該当する施設

(出典:神奈川県公民館連絡協議会「市町村立公民館及び類似施設の設置状況の調査結果/令和4年度」)

【図表 19 県内の劇場、音楽堂等数】

			県が	色 設	市町村施設		民間	施設
劇場、音楽堂数※	71		4		62		5	
下段は指定管理施設内数		57		4		53		_

[※] 地方公共団体、独立行政法人及び公益法人・営利法人等が設置する劇場、市民会館、文化センター等で音楽、演劇、舞踊等主として舞台芸術のための固定席数300席以上のホールを持つ施設

(出典: 文部科学省令和3年度社会教育調査/令和3年10月1日現在)

(6) 地域学校協働活動^{*}の状況

- 各市町村においては、地域学校協働活動における児童生徒の体験活動の一環として、各種スポーツ活動のほか、伝統芸能やフラワーアレンジメントをはじめとした各種文化芸術活動が実施されている。
 - ※ 地域学校協働活動:地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域 住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指し て、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動

課題

- 総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団については、クラブが設置されていない自治体があるなど、市町村の団体数には偏りがある。また、団体ごとに規模が異なり、総合型地域スポーツクラブでは、活動種目数が5種目未満のクラブが半数以上となっている。
- 県内の公認スポーツ指導者資格登録者について、地域クラブや学校部活動の指導に携わることができる人材を確保することが課題である。
- スポーツ・文化施設ともに、県内中学校の部活動数と比べて、学校以外の施設は十分ではないため、地域クラブ活動の拠点においても、学校施設を利用することが想定される。

Ⅲ 本県における地域移行について

1 基本的な考え方

公立中学校における休日の部活動の地域への移行を進めるに当たり、次の<u>4</u>点を基本的な考えとして取組を推進する。

(1)持続可能な活動環境の整備

(1)

これまでに培ってきた学校部活動の意義を継承しながらも、<u>競技・大会志向だけでなく子どもたちの志向や体力の状況に適した活動を確保する。</u>また、子どもたちが生涯にわたりスポーツや**②** 文化芸術等の活動に親しむことができるよう、持続可能な活動ができる環境を整備していくことで、部活動指導に係る教員の負担軽減を目指す。

(2) 部活動指導員と外部指導者の活用

教育委員会やスポーツ・文化関係団体、保護者、民間企業、大学等の連携・協力のもと、まずは公立中学校の休日の部活動について、部活動指導員や外部指導者の活用等による地域連携や地域クラブ活動への移行を進める。

(3) 地域の実情に応じた取組

地域ごとに部活動指導の人材や施設等の地域資源、生徒規模等の実情や課題は様々であることから、各地域の実情に応じ、多様な手法の中からそれぞれの地域に適した方法を選択し、できるところから取組を進める。 (3)

(4) 先行事例の波及

県は、積極的に取り組む市町村の先行事例を他の市町村にも波及させることで、県全体の地域 移行を推進する。

2 地域移行を進める体制づくり

<目指す姿>

すべての公立中学校の生徒が、持続的にスポーツや文化芸術等の活動を行うことができるよう、地域の新たな環境の整備を目指します

(1)協議会等の検討体制の整備

県の役割

- 首長部局や教育委員会、地域のスポーツ・文化芸術団体等、学校関係者、保護者などからなる協議会等を設置し、新たなスポーツ・文化芸術等の活動環境を整備し、取組を推進する。
- 地域クラブ活動が円滑に進むよう、休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行の方針を策定、提示し、県内各地域の実情を踏まえつつ見直し・検討を図る。
- 市町村の首長部局や教育委員会、地域のスポーツ・文化芸術団体等が、県内外の先行事例や県内 各地域の状況を共有することのできる情報連絡会を開催する。
- 協議会等における検討状況等については、随時ホームページ等で公開し、県内市町村の状況や新たな取組について、県内関係者に広く周知を図り、積極的に取り組む市町村に対し、事業成果を波及させる。

市町村の役割

【市町村】

- 首長部局や教育委員会、地域のスポーツ・文化芸術団体等、学校関係者、保護者などからなる協議会等を設置し、新たなスポーツ・文化芸術等の環境を整備し、取組を推進する。
- 協議会等においては、ヒアリング等を実施し、ニーズや課題の把握に努める。
- 協議会等における検討状況等については、随時ホームページ等で公開し、周知を図る。
- 休日の学校部活動の段階的な地域移行が進むよう、方針等を策定する場合は、地域の実情を踏ま えつつ、国のガイドラインや県の方針を参考にすることが望ましい。

地域クラブ活動運営団体・実施主体の役割

- 中央競技団体等の支援や助言を受けつつ、各競技種目の指導者の養成・派遣や活動プログラムの 提供などにより、地域スポーツ・文化芸術等の環境の整備に参画する。
- 県・市町村が開催する協議会等に参加し、積極的に情報収集に努め、緊密な連携体制を構築する。

(2) 指導者の確保

県の役割

- 県スポーツ協会や各競技団体、各文化芸術団体等の協力のもと、各地域において専門性や資質を 有する指導者を発掘・把握する。また、地域クラブ活動運営団体・実施主体が円滑に指導者の確保 を行うことができるように、市町村の枠を越えた広域的な人材バンク等を整備する。
- 地域クラブ活動での指導を希望する教職員が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、各市町村 教育委員会に規定や運用の改善について情報を提供する。
- 地域クラブ指導者を対象に日本スポーツ協会・日本パラスポーツ協会公認指導者制度等の周知を 行うとともに、地域クラブ指導者を対象とした研修を実施し、指導者の資質向上の取組を進める。

(1)

市町村・学校の役割

【市町村】

(5)

- 地域クラブ活動での指導を希望する教員等を把握するとともに、<u>指導を希望する教職員等が、</u> 円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規定や運用の改善について検討を行う。
- ④ 地域クラブ指導者を対象とした研修を実施するとともに、研修会への参加や資格の取得を促す等、 指導者の資質向上の取組を進める。
 - 地域クラブ活動での様々なトラブルに対する相談体制を構築する。
 - 地域人材の中から、地域クラブ活動の指導員となり得る人材を発掘する。⑥
 - 参加者が居住する地域の特性等について、指導者が理解を深めるための取組を実施する。

【学校】(7)

- 地域クラブ活動の指導を希望する教員等を把握する。
- 地域や保護者に対して、地域クラブ活動の指導者となり得る人材の確保にあたり、情報提供を行う。

6

地域クラブ活動運営団体・実施主体の役割

- ⑥ スポーツ・文化芸術団体等の指導者のほか、部活動指導員となっている人材や教員等の兼職兼業等の活用、退職教員、兼職兼業の許可を得た教員、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生・高校生や保護者、地域おこし協力隊など、様々な関係者から指導者を確保する。
- ⑥ 自ら指導者を養成するほか、関係団体からの紹介、市町村の情報提供や、県が整備する人材バンク等の活用等により、生徒のニーズに応えられる人材を確保する。

3 段階的な地域移行に向けた取組

4

<目指す姿>

生徒や保護者、地域等のニーズを把握し、それぞれの地域の実情に応じた方法により、中学生のスポーツ・文化芸術等の活動の保証と教員の働き方改革に資する取組を継続的に進めます

(1) 適正な運営体制の整備

県の役割

- 地域クラブ活動に取り組む時間、休養日について、競技・大会志向の強い者も含め、生徒の志向 や体力等の状況に応じた適切な活動時間を必要とすることから、「神奈川県の学校部活動に関する 方針」に準じた活動ができるよう、関係団体への情報提供を行う。
- ⑥ 各地域の実情にあった地域クラブ活動の運営ができるよう、国に財政的な支援を要望する。

市町村・学校の役割

【市町村】

- 関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援する。
- 地域クラブ活動が適正に行われるよう、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の取組状況を適宜 把握し、必要な指導・助言を行う。
- ② 学校と地域クラブ活動の運営団体・実施主体との調整を行い、地域移行を円滑に進めるために、 関係者間との調整等の中心的な役割を果たすコーディネーターなどを活用することが望ましい。
 - 地域クラブ活動に取り組む時間について、競技・大会志向の強い者も含め、生徒の志向や体力等の状況に応じた適切な活動時間を必要とすることから、各市町村が策定する方針に準じた活動ができるよう、関係団体への情報提供を行う。
 - 所管する公共のスポーツ・文化施設のほか、県内の施設の状況から学校施設についても、地域クラブが利用する場合の手続を簡便にするなど、利便性の向上に努める。
 - 学校施設の休日の利用については、地域クラブに対して利用方法を遵守させた上で、用具保管場所の提供や教職員が鍵の受け渡し等の業務を担う必要がないような工夫をする等、利用しやすい環境づくりに努める。

【学校】

9

- ⑨ 学校施設を利用する地域クラブと連携を図り、学校が策定した利用ルールの理解を得る。
- ② 平日と休日の活動が円滑につながるように、顧問教諭と外部指導者等が、活動内容の報告をする など、情報共有を図る。

地域クラブ活動運営団体・実施主体の役割

- 国のガイドライン、県や市町村の方針、各競技団体や文化芸術団体等が策定する指針等を遵守し、 生徒それぞれの志向に合った活動を行うなど、適切な運営が行えるよう、規約の策定、人員体制の 整備等を行う。
 - 活動の運営方針、年間・毎月の活動計画、活動中のトラブルや事故の対応を含む管理責任等を明確にし、関係者に対する公表を適切に行う。
 - 実施する活動の内容を踏まえ、施設の規模、安全性、生徒の移動、生徒の経費負担等、総合的な 観点から利用する施設を選定する。
 - 施設の利用に当たり、施設の利用規程や施設管理者の指導を遵守する。
 - 活動に使用する用具等の帰属を把握し、用具等が適切に管理、使用されるよう努める。
- ② 平日と休日の活動が円滑につながるように、外部指導者等と顧問教諭が、活動内容の報告をするなど、情報共有を図る。

1

(2) 地域クラブ活動に係る費用、保険

県の役割

- 地域クラブ活動に係る県立施設の使用料を国の支援を活用し、低廉な額とするなど、利用しやすい環境整備に努める。
- 生徒が安心して地域クラブ活動に参加できるよう、自分の怪我等を補償する保険や個人賠償責任 保険への加入を推奨する。

市町村・学校の役割

【市町村】

○ 地域クラブ活動に係る施設の整備や使用料について、国の支援を活用し、利用しやすい環境整備 に努める。

(13)

- 経済的に困窮する家庭に対して、国の支援を活用し、地域クラブ活動への参加費用等の支援等の 取組を進める。
- 参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入するよう促す。

【学校】

○ 地域クラブ活動に関する問い合わせが、生徒や保護者等からあった場合は、地域クラブと連携し 情報提供に努める。

地域クラブ活動運営団体・実施主体の役割

- 生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉 な会費を設定する。
- 参加者の費用の負担を軽減するために、寄附を受ける仕組みづくりを検討する等、参加者の活動 機会を確保できるよう対策を検討する。
- スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉、県や市町村の方針、各競技団体や文化芸術団体等が策定する指針等を踏まえ、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。
- 活動の分野・競技特性等を踏まえ、適切な補償内容・保険料の保険を選定し、指導者や参加する 生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入することを義務付ける。

公益財団法人スポーツ安全協会は、スポーツ庁からの要請を受け、スポーツ安全保険(文化活動を含む)について、災害共済給付制度と同程度の補償内容で、かつ賠償責任が補償に含まれるように改善を行っている。そのため国が推奨している保険制度を活用することが望ましい。

4 大会等の参加の在り方の見直しと参加機会の確保

<目指す姿>

中学校で活動する生徒だけでなく、地域クラブ活動の参加者を含め、スポーツ・文化芸術等の活動に関わるすべての子どもたちが、活動の成果を発表する場である大会やコンクール等に安全に安心して参加できる機会を確保します

県の役割

- 県中体連等の大会参加について、希望する地域クラブが大会に参加できるよう、参加資格の緩和 など主催者と協議する。
- 文化芸術等の活動のコンクール等への参加について、各種部門の特性等を踏まえ、生徒が参加できるよう主催者と協議する。
- 大会等に参加する生徒の健康と安全を守るため、大会等の開催時期や試合数などについて、生徒 の体調管理を優先して実施するよう主催者と協議する。

市町村・学校の役割

【市町村】

- 大会等の運営に従事する教員等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な服務 監督を行う。
- 外部指導者による大会等の引率について、希望する生徒が大会に参加できるよう各校に柔軟な対応を促す。
- 中学生が参加する大会等の全体像を把握し、休日に開催される様々な大会等に参加することが、 生徒や指導者の過度な負担にならないよう、大会等の統廃合を主催者に要請するとともに、生徒が 参加する大会数の上限の目安等を定める。

【学校】

- 地域クラブとして大会に参加する生徒に関する情報を把握する。
- 生徒が参加する大会数について、市町村と連携を図り、実情の報告や情報共有を行う。

地域クラブ活動運営団体・実施主体の役割

- 参加しようとする大会等の規程を十分に了知するとともに、生徒の教育上の意義や、生徒や指導 者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。
- 大会等の引率は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の指導者等(地域クラブ活動に従事する 部活動指導員、兼職兼業の教師等を含む)が行う。
- 大会等への参加に当たり、生徒の体調管理、安全確保に努めるものとし、保護者への連絡体制を 整備するとともに必要に応じて事故対応マニュアル等の策定を行う。

参考 神奈川県中学校体育連盟の取組

県中学校体育連盟では、県中学校総合体育大会等への参加資格について、次の見直しを行っている。

- ① 地域クラブ活動等の大会参加を認める。
- ② 拠点校部活動の大会参加を認める。
- ③ 地域指導者の大会への生徒引率及び監督を認める。

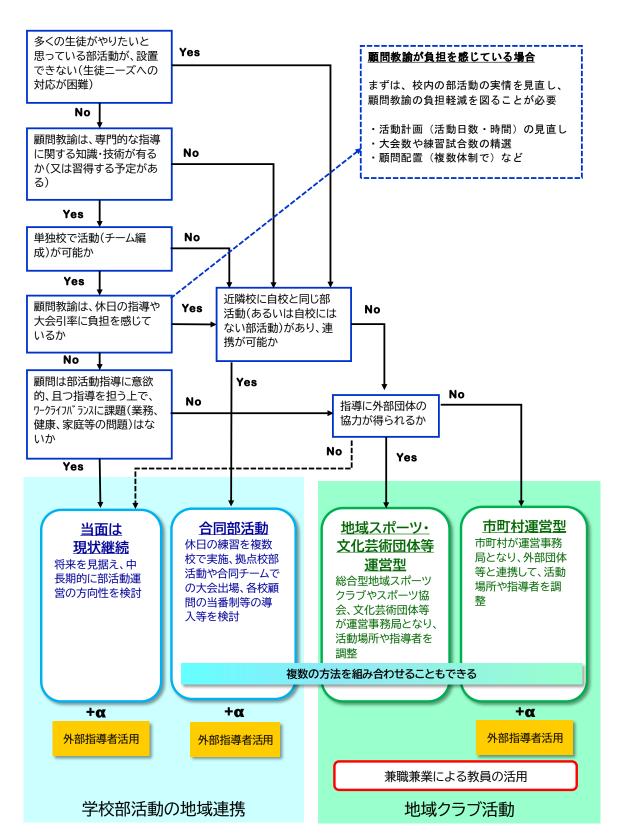
IV 地域移行に向けて

1 地域移行に向けた様々な選択肢

- (♣○ 本方針は、現時点で考えられる方向性の大枠を示したものであり、様々な事情を抱える学校現場や地域において、部活動改革推進の選択肢を示し、複雑に絡み合う諸課題を解決していくために「複数の道筋」や「多様な方法」があることを前提としたものである。
 - 次に示したものは、各学校の実情に応じた地域移行や地域連携の方向性を探るために、活用する 「検討フロー」である。

(1) 学校部活動及び地域クラブ活動の環境整備に向けた検討フロー(参考)

- 14)
- ・ 中学生のスポーツ・文化芸術活動を持続可能にするための環境<u>整備</u>に当たり、各学校における 部活動の実情に応じて最適な方法を検討し、取り組んでいくことが大切です。
- ・ <u>各選択肢について、明確に「Yes」「No」を判断することは難しいと思いますが、あくまで目安として、以下のフロー図を参考にしてください。</u>



(2) 地域クラブ活動への移行における運営形態の類型(国のガイドライン)

下表は、国のガイドラインにも示されている「地域クラブ活動への移行における運営形態の類型」である。ただし、必ずしもこの型に当てはめなければならないものではなく、それ以外の型や方法を模索していくことも考えられる。地域の実情を踏まえて、最適な進め方を検討し、柔軟に取り組んでいくことが重要である。また、文化芸術団体等についても、参考となるものである。(5)

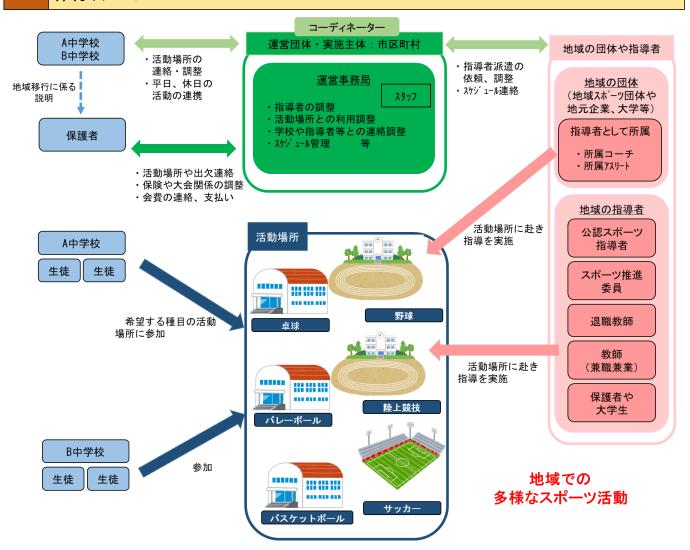
類四	业例	温兴心能
区分	運営型	運営形態
市町村運営型	地域団体・人材 活用型	市区町村教委が地域の団体 (地域スポーツ団体や地元企業、大学 等)や地域の指導者と連携し、運営する 形で実施
	任意団体設立型	市区町村が任意団体(一般 社団法人や協議会等)を創 設し、任意団体が運営する形として実施
	競技団体連携型	市区町村が競技団体と連携して運営する 形として実施
地域スポーツ団体 等運営型	総合型地域スポー ツクラブ運営型	総合型地域スポーツクラブが運営する形 として実施
	体育・スポーツ協 会運営型	体育・スポーツ協会が運営する形として 実施
	民間スポーツ事業 者運営型	民間スポーツ事業者が運営する形として 実施
その他	その他の類型	学校と関係する団体や地域学校協働本部 等が運営する形として実施

市区町村運営型

地域団体・人材活用型

市区町村が運営事務局となり、地域団体・人材と連携

- ・市区町村が運営事務局となり、コーディネーターが地域の団体(地域スポーツ団体や地元企業、大学等)や地域のスポーツ指導者に協力を依頼するほか、学校や地域の団体等との連絡調整や活動場所の利用調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。
- ・運営事務局は、地域の団体等と連携し、例えば、地域の団体に所属するコーチやアスリートに指導の依頼を行ったり、公認スポーツ指導者、退職教師、兼職兼業の教師、保護者、大学生等との地域のスポーツ指導者に依頼を行うなど、指導者等を活動場所に派遣する。

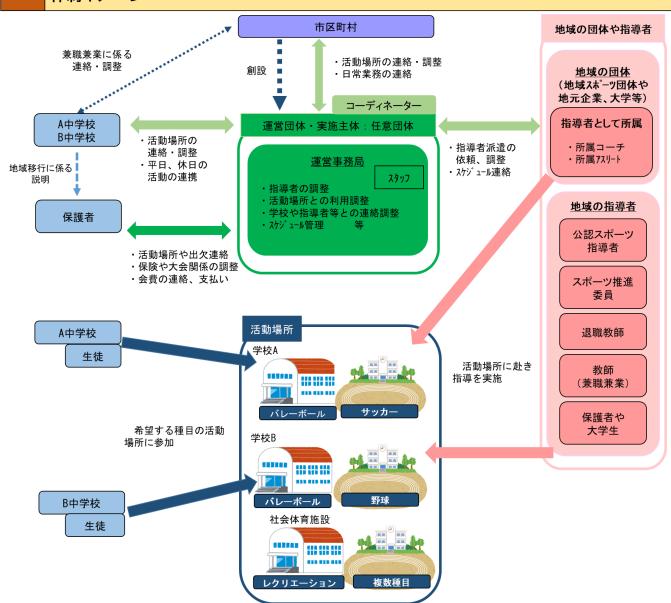


市区町村運営型

任意団体設立型

市区町村が任意団体を創設し、当該事務局が地域や中学校等と連携

- ・一般社団法人や協議会からなる任意団体を教育委員会が創設し、コーディネーターが指導者の調整、中学校等との連絡調整、活動場所の利用調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。
- ・運営事務局は地域の指導者である。例えば、公認スポーツ指導者や退職教師、兼職兼業の教師、保護者、大学生等の地域スポーツ指導者に依頼を行い、指導者として派遣する。

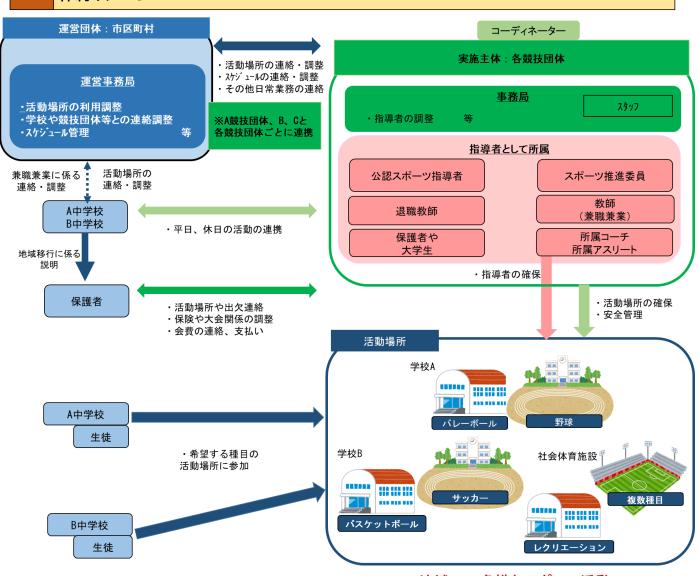


市区町村運営型

競技団体連携型

市区町村が運営事務局となり、競技団体と連携

- ・市区町村が運営事務局となり、コーディネーターと連携し、地域の競技団体に協力を依頼する。運営事務局が学校や競技団体等との連絡調整や活動場所の利用調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。
- ・公認スポーツ指導者や退職教師、兼職兼業の教師、保護者、大学生等とのスポーツ指導者が、競技団体に所属して指導を行う。



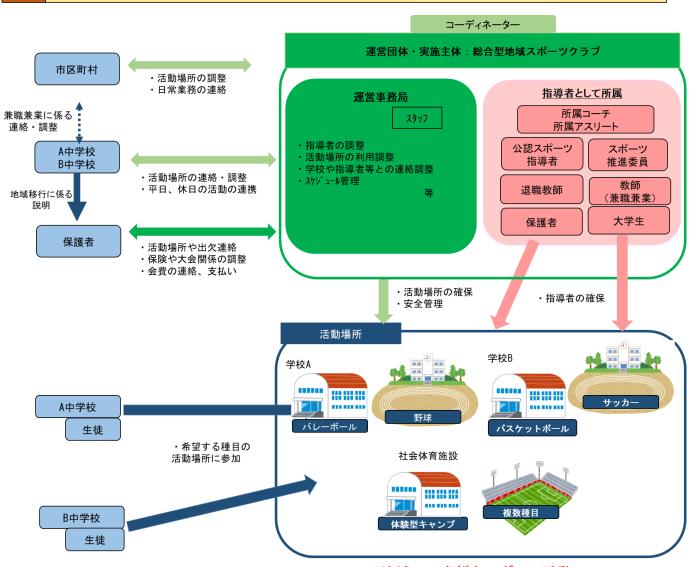
地域での多様なスポーツ活動

地域スポーツ団体等運営型

総合型地域スポーツクラブ運営型

総合型地域スポーツクラブが運営事務局として、地域や中学校等と連携

- ・市内一部地域において、総合型地域スポーツクラブが運営事務局となり、コーディネーターが指導者の調整、中学校等との連絡調整、活動場所の利用調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。
- ・公認スポーツ指導者や退職教師、兼職兼業の教師、保護者、大学生等とのスポーツ指導者が、総合型地域スポーツクラブに所属して指導を行う。



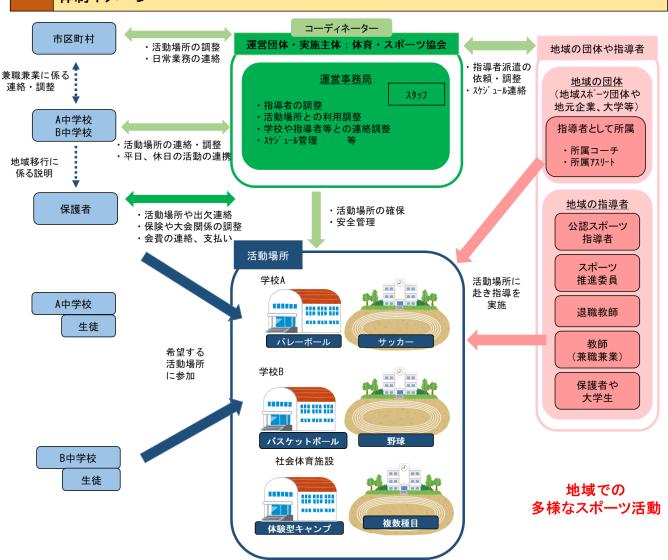
地域での多様なスポーツ活動

地域スポーツ団体等運営型

体育・スポーツ協会運営型

体育・スポーツ協会が運営事務局として、地域や中学校等と連携

- ・体育・スポーツ協会が運営事務局となり、コーディネーターが指導者の調整、中学校等との連絡調整、活動場所の利用調整、地域のスポーツ団体等との連絡調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。
- ・体育・スポーツ協会は、地域の指導者である。例えば、公認スポーツ指導者、退職教師、兼職兼業の教師、保護者、大学生等との地域のスポーツ指導者に依頼を行い、指導者として派遣する。

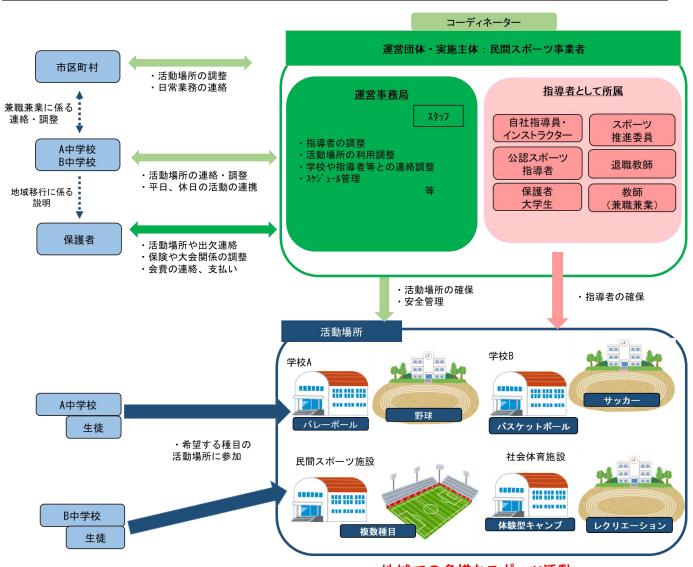


地域スポーツ団体等運営型

民間スポーツ事業者連携型

民間スポーツ事業者が運営事務局として、地域や中学校等と連携

- ・民間スポーツ事業者が運営事務局となり、コーディネーターが指導者の調整、中学校等との連絡調整、活動場所の利用調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。
- ・公認スポーツ指導者やスポーツ推進委員、退職教師、兼職兼業の教師、保護者、大学生等との地域のスポーツ 指導者が、民間スポーツ事業者に所属して指導を行う。



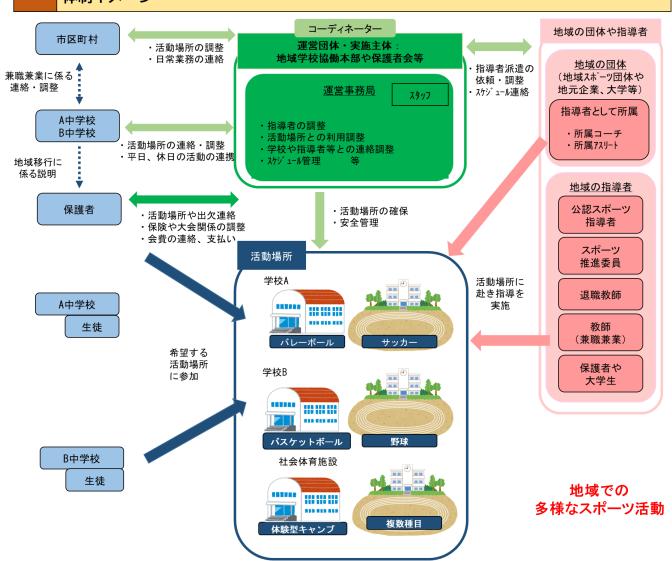
地域での多様なスポーツ活動

その他

その他の類型

地域学校協働本部や保護者会等を事務局として連携

- ・地域学校協働本部や保護者会が運営事務局となり、コーディネーターが指導者の調整、中学校等との連絡調整、活動場所の利用調整、地域のスポーツ団体等との連絡調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。
- ・運営事務局は、地域の指導者である。例えば、退職教師や保護者を中心に、地域の公認スポーツ指導者や大学生等の地域のスポーツ指導者に依頼し、指導者として派遣する。



2 おわりに

- 学校部活動を巡っては、これまで国や県の検討会議等で、議論が行われ、少子化をはじめとする、様々な課題が指摘されてきたところである。県内においては、少子化の影響が少ない地域もあるものの、生徒が将来にわたりスポーツ・文化芸術等の活動にこれからも親しむことができるのかという危機感が共有されている。
- 生徒が、将来にわたりスポーツ・文化芸術等の活動に親しむことができる機会を確保するよう取り組んでいく必要があるため、このたび、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の方向性と対応策を示したところである。
- 本方針は、国のガイドラインを踏まえつつ、役割を明確にした神奈川県独自のものである。また、県内各自治体や学校現場、スポーツ・文化芸術等団体、地域の実情を鑑み、地域のスポーツ・文化芸術等の活動の環境整備の方法やタイミングについては、柔軟な対応を可とする。
- <u>各市町村、学校、スポーツ・文化芸術等団体においては、本方針を踏まえ、事例集を参考にしながら、地域の実情に合う方法を様々な手法の中から選択したり、複数の手法を組み合わせるなどして、生徒や保護者の理解を得つつ、段階的な取組を進めていくことが望まれる。</u>

神奈川県公立中学校における部活動の地域移行に係る方針(仮称)

実践事例集

令和5年○月

神奈川県教育委員会

目次

目次	て、はじめに	• • •	• •	 •	•	•	•	•	•	•	• •		•	•	•	•	•	-	•	•	•	•		• •	•	• •		•	•	•	-
1.	取組事例																														
	○●●市 -		•	 •	•	•	•	•	•	•				•	•	•	•	•	•	•	-	•		•	•	•				•	2
	〇事例1・				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	○重倒2.			 	_	_	_		_		_		_	_		_	_	_	_	_	_		_						_	_	1

はじめに

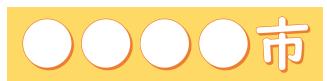
〇 実践事例集について

本事例集は、神奈川県内の市町村や学校、スポーツ団体、文化芸術団体等において、部活動の地域移行に向けて取り組んでいる方々やこれから取り組もうとしている方々の参考となることを目的として作成しました。

現段階では「先行して部活動の地域移行の実践を進めている市町村の取組」を紹介しています。今後も取組実践例を増やし、さらに充実していくことを目指します。

実践本事例集をご活用いただくことで、子どもたちのスポーツ活動や文化芸術活動の最適化に向けた今後の取組の一助となることを願っています。

ぜひご活用ください。





体	制図			
取	組内容			
	学校	名	地域移行する目的・現状	
地	域移行	の検討・取約	狙のプロセス	
年	月		内容	

事例Ⅰ	
●●●●型	

【リード文】取組の概要を文章で記載

運営団体	
種目	
活動日	活動時間
活動場所	
指導者	
謝金単価	
参加費・金額	
保険	
生徒の主な 交通手段	
その他	
成果	
課題	

活動の写真

活動の写真

活動の写真

URL:https://www.mext.go.jp/sports/content/20220324-spt_sseisaku02-1405721_030.pdf

No.14-1

神奈川県 秦野市 教育委員会



I. 基本情報

1	人口(人)	160,415	5	兼業兼職の教師(人)	2
2	中学校(校)	9	6	部活動指導員(人)	0
3	実践研究の拠点校(校)	1	7	外部指導者(人)	0
4	実践研究での指導者(人)	2	8	活動場所	学校

推進体制

体育・スポーツ協会	○検討会・協議会	地域スポーツクラブ	0	指導者の確保・活動
競技団体	_	民間企業	-	
		その他①		
PTA·保護者会	○ 説明会	その他②		

Ⅱ』実践研究の取組内容

	団体名	運	営団体の確保方法・経緯						
運	秦野市教育員会	図るため。地域部活動としての指導者と	の部活動を指導することを希望しない学校部活動顧問への負担軽減を しては、小学校で指導していた地域スポーツクラブの指導者を確保し、市 、生徒及び保護者に対して説明会等を実施して、合意の上で、地域部						
運営団体		課題・困難	対策·工夫						
14	とや生徒のニーズが多様であ や団体を把握することが先決 織・団体等の整備および拡充	る際の受け皿として、地域の状況が異なるこること等も踏まえると、まずは担える主体組織であると考えられる。また、受け皿となる組たいひには、移行した主体団体が安定的、る行政側の支援が必要である。	• 受益者負担を考えると、当初から民間スポーツ団体よりも、非営利団体として地域スポーツ活動を担う主体団体が地区単位で必要になってくると考えられる。						

指導者

指導者としてまず考えられるのは「部活動をこれまで通り指導したい教師」であり、その他にも地域で青少年スポーツに関わりたい人材はスポーツ協会に登録している指導者等を始め一定程度はいると考えられる。

課題 · 困難

対策・工夫

 人数の確保が出来たとしても、指導者の質の保障をするための主体団体が 研修等を実施していかなければならないと考える。

Ⅲ.実践研究の成果

実践研究で直面した課題

- 「部活動に対する教職員の意 識調査」「地域スポーツ活動を 担う指導者人材の確保」
- 「地域スポーツ活動にかかる活動の費用負担」「地域スポーツの活動場所の確保」

課題に対する対応策・工夫

・ 「部活動に対する教職員の意識調査」については、市内全職員にアンケートを実施した。「地域スポーツ活動を担う指導者人材の確保」については、生徒との人間関係を考え、小学生年代で指導していた指導者の確保を優先として、研修等を実施した。「地域スポーツ活動にかかる活動の費用負担」については、検討事項であるが、初年度については、受益者負担のない形で実施した。「地域スポーツ活動の活動場所の確保」については、主に活動する学校で優先的に使用できるよう配慮した。

今後に向けた方針・方向性

- 実践研究を経て、拠点校での 地域スポーツ活動数を増やして いく。
- 運営主体団体を学校運営協 議会に諮っていく取組を検討し ていく。
- 受益者負担について、生徒及 び保護者に説明していく場を設 けていく。

URL: https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/pdf/93721701_07.pdf

No.7

神奈川県秦野市



I. 基本情報

主な活動種別

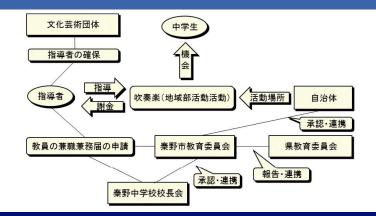
(運営主体) 秦野市教育委員会(教育指導課)

吹奏楽、演劇

(重業日煙)

教員の働き方改革の観点から、秦野市内の公立中学校の休日の文化部活動を段階的に地域移行していくことに向けて、指導者の人材確保や活動に伴う費用負担の在り方等の課題に総合的に取り組むことで、より効果的で質の高い文化芸術活動の機会を確保できるようにして、中学生をはじめとする青少年にとってふさわしい文化活動環境を実現するため、今ある学校部活動の在り方を柔軟に捉えて、将来に向けて持続可能な部活動の在り方を整えていくことを目的とする。

団体・組織等の連携



Ⅱ.活動概要

(定量的観点)

- ・事業開始当初は、休日の部活動に顧問教職員が参加しないことに不安を感じている生徒が多くいたため、これまでの学校 部活動と同じように顧問教職員が休日の部活動に参加する形を取っていたが、事業が進むにつれて、休日に顧問教職員が 部活動に従事しないような体制になってきた。
- ・本事業での指導者を「地域部活動支援協力者」として実施要項等を作成し、南中学校吹奏楽部には教育指導課から9名 (教職員3名・教職員以外6名)にその職を委嘱した。 (定性的観点)
- ・休日の部活動そのものに大きな変化はないので、生徒は大きな負担は感じていなかった。
- ・顧問教職員としては、「自分の仕事ができる」「休める環境づくりになっている」との意見があった。また、学校内で部活動をしたい人に合わせる体制ではなく、部活動をする、しないを選択できる環境にしていくことが大切だとの意見もあった。 (以上、抜粋)

Ⅲ.成果・課題

本事業による成果

- ・10月から1月までの秦野市立南中学校の 休日の部活動実施日は16日であり、そのう ち3名の部活動顧問教職員が携わった日 は、平均で7.6日だった。このことから、活動 開始当初に目標とした、「休日の部活動に 係わる教職員の勤務時間を25%減少する こと」について、達成することができた。
- ・本事業の推進について、手探りで始めたが、 75%以上の教職員が肯定的に捉えている ことは、大きな成果と考える。

指導、運営上の工夫

- ・指導者には秦野市教育委員会が作成した 「地域部活動指導ガイドブック」を配付して、 研修を行った。
- ・生徒の活動については、部活動ガイドライン に沿った活動時間や活動日数とした。
- ・拠点校である学校の部員が主に活動している。
- ・民間企業とのタイアップ等については課題 があるが、今後、検討していきたい。
- ・楽器等の用具については、原則として、個人持ちを使用しているが、吹奏楽に必要な学校備品として一部の楽器について借用しているかたちとなっているため、今後の検討課題である。

今後に向けた方針・方向性

- ・令和 4 年度も拠点校での取組を継続していき、 市内の先行事例として、他校に情報共有を 図っていく。
- ・「部活動にこれまで通り携わりたい教職員」に対しては、兼職兼業を推進していく。
- ・学校運営協議会等で地域人材の発掘のための検討を行い、開かれた学校づくりを目指していく。
- ・令和 4 年度は、本事業は教育委員会だけでは活動を維持することが難しいため、参加対象者を教育委員会担当者と首長部局担当課の担当者とした連絡協議会・連絡会を県教育委員会主催で開催し、令和 5 年度に向けた各市町村における「地域部活動」の在り方を検討・計画をすすめる。